



唐 監 査 第 2 1 6 号

令 和 3 年 2 月 1 0 日

唐 津 市 長 峰 達 郎 様

唐 津 市 監 査 委 員 竹 内 御 木 夫

唐 津 市 監 査 委 員 飯 田 隆 人

住 民 監 査 請 求 に 係 る 措 置 に つ い て (勧 告)

令 和 2 年 12 月 14 日 付 け で 提 出 さ れ た 住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 の 結 果、唐 津 市 ふ れ あ い 自 然 塾 ひ ぜ ん の 元 塾 長 に 令 和 2 年 2 月 5 日 か ら 同 年 3 月 31 日 ま で の 出 勤 停 止 期 間 中 に 支 払 わ れ た 報 酬 額 に つ い て、月 額 150,000 円 の 基 本 報 酬 は 法 令 に 違 反 し た 支 出 と 認 め ら れ ない が、令 和 2 年 3 月 分 と し て 支 給 さ れ た 通 勤 費 報 酬 は 本 市 の 条 例 及 び 規 則 に 違 反 し た 支 出 と 認 め ら れ る。

よ っ て、請 求 人 が 措 置 を 求 め る 元 塾 長 に 支 払 わ れ た 出 勤 停 止 期 間 中 の 報 酬 相 当 額 の 市 の 損 害 を 補 填 す べ き と の 本 措 置 請 求 の 一 部 に は 理 由 が あ る と 認 め ら れ、令 和 2 年 3 月 分 の 通 勤 費 報 酬 と し て 元 塾 長 に 支 出 し た 4,200 円 に つ い て は、そ の 額 を 唐 津 市 に 補 填 す る た め、地 方 自 治 法 第 242 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、唐 津 市 長 又 は そ の 権 限 の 委 任 を 受 け た 職 員 に 対 し、令 和 3 年 3 月 10 日 ま で に 必 要 な 措 置 を 講 ず べ き こ と を 勧 告 す る。

監 査 結 果 の 詳 細 に つ い て は、別 紙 「住 民 監 査 請 求 に 係 る 監 査 結 果」 の と お り

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求日

令和2年12月14日に地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求の唐津市職員措置請求書の提出があった。

2 請求人

1名（住所、氏名は省略）

3 請求の内容

本措置請求書による「請求の要旨」は、次のとおり（原文のとおり記載）

- ・令和2年5月28日にした、唐津市ふれあい自然塾ひぜん元塾長による不正会計（施設使用料の不正使用）に係る処分事案について
- ・市長ないし担当職員は、事案発覚（内部告発）から処分まで年度をまたぎ約9か月の長期を要し、その間年度中は報酬も出し続けた。その報酬が、刑事告発を見送った理由とした「損害額全額弁償」の原資になった可能性は否定できず、その分弁償には当たらず市に損害を残した。
- ・よって市長はその間、少なくとも出勤停止処理（職務専念義務免除・令和2年2月5日）以降同3月分の報酬を（回収するなどいずれかの方法で）市に返還、補填の措置を講じるべきとの措置を求めます。

（注）上記中の唐津市ふれあい自然塾ひぜん元塾長の「塾長」の職名は、市職制上の正式な職名ではなく、唐津市ふれあい自然塾ひぜんに勤務する職員間で常用されていた呼称である。以下、同様の呼称として記述する。

第2 請求の受理

本措置請求については、地方自治法第242条の規定による住民監査請求の要件を具備しているものと認め、令和2年12月14日付けでこれを受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和3年1月8日に請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人から、新たな資料の提出及び本措置請求に係る補足説明を受けたが、請求人の陳述から本措置請求書の内容に追加又は変更を生ずるものはないと判断した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本措置請求は、令和2年5月28日に公表された唐津市ふれあい自然塾ひげんの元塾長による公金不正使用事件に関わるもので、措置請求書による「請求の要旨」では、当該元塾長が出勤停止となった令和2年2月5日から令和2年3月31日（雇用期間満了日）までの間に支払われた報酬は、当該元塾長が不正使用の返還金として弁済（令和2年5月20日に1,125,080円を市に納入）した原資となった可能性も否定できず、その報酬額は弁済に当たらず市の損害となるので、出勤停止後の報酬額の補填の措置を市長に求めたものである。

当該公金不正使用事件は、令和元年9月5日の内部告発に端を発し、その後市担当部局の内部調査により不正使用の事実が確認され、令和2年5月28日付けの関係職員の懲戒処分によって終結した事案である。公金不正使用の当事者である元塾長は、令和2年3月31日をもって雇用期間満了となり退職したため、免職相当ではあるものの懲戒処分の対象者とならなかった。

本措置請求書による請求人の主張は、前述のとおり元塾長が不正使用の返還金として市に返済した1,125,080円のうち出勤停止（職務専念義務免除）となった以後の元塾長への報酬相当額は、市への全額弁済額に当たらず市に損害を残したというものである。

本措置請求の監査は、元塾長が返還した弁済金の額そのものが市へ損害を与えたものであるか否かではなく、請求人が直接的には主張していないものの措置請求の主旨から、元塾長に支払われた出勤停止期間中の報酬額が違法な支出

で市に損害を与えたものであるか否かについて、地方自治法第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を実施した。

2 監査対象部局

本措置請求による監査は、前記のとおり元塾長に対して出勤停止（職務専念義務免除）期間中に支払われた報酬が違法な公金の支出に当たると認められるかどうかについて実施した。したがって、期間業務非常勤職員であった元塾長の雇用及び任用、毎月の報酬の支出及び出勤停止の決定に関わる所管課並びに関連として元塾長の公金不正使用事件の発端から終結までに関わる所管課に
関係書類の提出を求め、必要に応じ当時の担当職員への聴き取り調査を行い、監査を実施した。

その部局は、次のとおりである。

総務部人事課

経済観光部観光課

肥前市民センター産業・教育課

第 5 監査の結果

1 確認した事実

(1) 元塾長の任用

平成 31 年 4 月 2 日付けで唐津市期間業務非常勤職員に任命され、勤務条件通知書による勤務条件の概要は、次のとおりである。

ア 任用期間 平成 31 年 4 月 2 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

イ 就業の場所 肥前市民センター産業・教育課

ウ 従事する内容 一般事務（行政職）

エ 始業・終業時刻及び休憩時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（休憩 60 分）

オ 休暇 唐津市期間業務非常勤職員に関する規則による

カ 休日 毎週土、日曜日、国民の祝日及び年末年始の休日

キ 賃金

(ア) 報酬月額 150,000 円

(イ) 通勤旅費〔有〕(唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例施行規則による)

ク 退職に関する事項

(ア) 自己都合退職の手続 退職する 2 週間前には届け出ること

(イ) 解職事由及び手続 詳細は唐津市期間業務非常勤職員に関する規則に記載

なお、当該元塾長は、平成 23 年 4 月から毎年度更新により唐津市ふれあい自然塾ひぜんに任用され、平成 29 年度から塾長業務を遂行していた。

(2) 元塾長の出勤停止（職務専念義務の免除）

ア 期間 令和 2 年 2 月 5 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

イ 理由 令和 2 年 2 月 4 日に実施した総務部人事課長等の対応による元塾長本人への聴き取り調査において施設使用料の不正使用を認めたため、同職員に職務を遂行させることは社会通念上また実務上も困難であると判断し、出勤停止とするため、以降（2 月 5 日以降）の職務専念義務を免除するもの

ウ 根拠法令 職務に専念する義務の特例に関する条例第 2 条第 3 号及び職務に専念する義務の特例に関する規程第 2 条第 7 号

エ 決裁 総務部人事課の起案文書による市長決裁

(3) 出勤停止期間中の給与

元塾長の令和 2 年 2 月分及び 3 月分の報酬については、それぞれの月の期間業務非常勤職員の賃金支給計算書が経済観光部観光課長決裁で作成され、総務部人事課長の支出負担行為兼支出命令決裁（本市期間業務非常勤職員全員の一括決裁）で支出されていた。その額は、各月とも基準賃金（基本報酬）150,000 円及び通勤手当（通勤費報酬）4,200 円の合計 154,200 円である。

2 法令等の規範の確認

(1) 期間業務非常勤職員の身分

本市の期間業務非常勤職員は、地方公務員法第 17 条第 1 項及び第 17 条の

2 第 2 項の規定による選考によって採用された同法第 3 条第 2 項の一般職の地方公務員である。

なお、地方公務員法は、令和 2 年 4 月 1 日施行で一部改正され、当該期間業務非常勤職員は、改正後の地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる会計年度任用職員に相当する者である。

(2) 期間業務非常勤職員の給与

地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例（令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止。令和 2 年 4 月 1 日施行の地方公務員法の一部改正に伴い唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が新規制定されている。）が定められ、次のとおり規定されている。

（関係条文のみ抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において「非常勤職員」とは、1 年を超えない期限を定めて任用される職員をいう。

2 この条例において「期間業務非常勤職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 法第 17 条第 1 項の規定により任用される一般職（法第 3 条第 2 項に規定する一般職をいう。以下この項において同じ。）の非常勤職員（以下「期間業務非常勤職員」という。）

（期間業務非常勤職員等の給与の種類）

第 3 条 期間業務非常勤職員の給与の種類は、基本報酬、通勤費報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直勤務報酬及び特別報酬とする。

（基本報酬及び基本賃金）

第 4 条 期間業務非常勤職員の基本報酬は、月額については 400,000 円を、日額については 19,500 円を超えない範囲内で規則で定める額とす

る。

(通勤費報酬及び通勤費賃金)

第5条 期間業務非常勤職員が通勤のため交通機関（鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。）若しくは有料の道路を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等（自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車をいう。）を使用するときは、1月当たり55,000円を超えない範囲内において規則で定めるところにより通勤費報酬を支給する。

当該条例の施行に関しては、唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例施行規則（令和2年3月31日をもって廃止。令和2年4月1日施行の唐津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則が新規制定されている。）が定められ、同規則第2条の基本報酬及び基本賃金の額の規定による別表第1のア期間業務非常勤職員（行政職）の表中一般事務の職種は、月額150,000円、日額7,730円となっている。

また、通勤費報酬については、同規則第3条に規定され、期間業務非常勤職員の通勤形態の区分は唐津市職員給与条例第17条に定める通勤手当の区分を適用するものとし、通勤のため自動車を使用することを常例とする職員の場合、同規則第3条第1項第2号イに「使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である期間業務非常勤職員 4,200円」と1月当たりの額を定めている。

この報酬、給料、職員手当等の毎月の支出命令に関しては、唐津市事務決裁規程別表第2に定めるところにより総務部人事課長の専決事項となっている。

(3) 期間業務非常勤職員の勤務条件、服务等

地方公務員法第24条第5項に「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」とされ、唐津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例が制定されている。期間業務非常勤職員については、当該条例第18条において「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等について

は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。」と規定され、唐津市期間業務非常勤職員に関する規則（令和2年3月31日をもって廃止。令和2年4月1日施行の唐津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則が新規制定されている。）が定められている。

唐津市期間業務非常勤職員に関する規則には期間業務非常勤職員の職務、服務、勤務時間、休暇、欠勤、退職、分限、懲戒等に関する規定が定められ、第14条の職務に専念する義務の特例の規定では「期間業務非常勤職員の職務に専念する義務の特例に関しては、職務に専念する義務の特例に関する条例の定めるところによる。」とされている。

(4) 職務に専念する義務の免除

地方公務員法第35条に「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められている。

本市には職務に専念する義務の特例に関する条例が制定されており、その規定内容は、次のとおりである。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

更に、上記の条例を受けて、職務に専念する義務の特例に関する規程が定められ、上記条例の第2条第3号の任命権者が定める場合を次の各号のように規定している。

- (1) 国若しくは他の地方公共団体又は本市の業務と密接な関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 法令又は条例に基づき設置された職員の厚生福利を目的とする団体の役職員として職務に従事する場合
- (3) 市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政、教育等に関し、講演等を行う場合
- (4) 職員の職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (6) 公平委員会に対し勤務条件に関する措置要求若しくは不利益処分に関する審査請求をする場合又は請求者として審理に出席する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由により任命権者の承認を得た場合

その他、唐津市役所処務規程第9条に「地方公務員法第35条の規定及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定による職務に専念する義務の免除を受けようとする者は、前条第1項第2号に規定する庶務事務システム又は服務に関する承認願簿により承認を得なければならない。」と規定されている。

また、令和2年2月時点での唐津市事務決裁規程の別表第1では「職務専念義務の免除に関すること。」は、副市長の専決事項となっている。

以上が確認した事実に関係する法令等の内容である。

3 事実の検証

- (1) 出勤停止措置（職務専念義務の免除）について

唐津市ふれあい自然塾ひぜんの元塾長の出勤停止に係る決定は、令和2年2月5日総務部人事課起案の文書により同日に市長決裁され、同日施行となっている。件名は、「職務専念義務の免除について」であり、その根拠を職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3号及び職務に専念する義務の特例に関する規程第2条第7号としている。

職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の本文は「職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができ」と規定している。この条文から、この条例による職務専念義務の免除は、地方公務員法第30条及び第35条の規定により職員として負うべき職務専念の義務を職員自らがその免除を申し出て、任命権者（市長）又はその委任を受けた者（専決権者）の事前の承認を得た場合に、その義務が免除されるものと解釈できる。その手続として、唐津市役所処務規程第9条に職務に専念する義務の免除を受けようとする者の承認願に関する規定が設けられ、唐津市事務決裁規程別表第1に「職務専念義務の免除に関すること。」の専決者の定めがある。

当該出勤停止措置に係る職務専念義務の免除は、元塾長の申出（承認願）によるものではなく、使用者側である任命権者の判断（職務を遂行させることが社会通念上また実務上も困難との判断）によるものである。

したがって、元塾長の出勤停止措置は、地方公務員法第35条の規定に基づく職務に専念する義務の免除を根拠とするものでなく、また、地方公務員法第27条の規定に基づく分限及び懲戒の処分でもないため、任命権者の職務上の命令によるものと判断できる。

(2) 出勤停止期間中の給与支払について

ア 基本報酬について

一般職の地方公務員の給与は、地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めることとされ、期間業務非常勤職員については唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例が制

定されている。期間業務非常勤職員である元塾長は、当該条例及び当該条例で委任を受けた唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例施行規則の規定により月額 150,000 円の基本報酬の支給を受けていた。

令和 2 年 2 月 5 日から令和 2 年 3 月 31 日までの出勤停止期間中も含めて令和 2 年 2 月分及び 3 月分の基本報酬も同額で支給されている。

給与の減額や支給停止についても当然条例で定めるものであり、当該条例第 11 条の減額の規定では「正規の勤務時間に勤務しなかったときは、有給の休暇による場合又は勤務しないことに特に承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの基本報酬又は基本賃金の額を減額した給与を支給する。」と定めている。本事案のような職務上の必要性から出勤停止を命じられた職員に対する給与減額や支給停止に関する定めはない。

給与の減額や支給停止に関しては、地方公務員法第 28 条第 3 項に基づく唐津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の規定による休職並びに地方公務員法第 29 条第 4 項に基づく唐津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定による減給及び停職の定めがあるが、これらは職員の意に反して行われる不利益処分である。

また、職員の分限及び懲戒の不利益処分については、その公正を期するため地方公務員法第 27 条に分限及び懲戒の基準が定められ、唐津市職員の分限及び懲戒に関する審議委員会規程に基づく審議委員会が設けられている。

イ 通勤費報酬について

期間業務非常勤職員である元塾長は、唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例及び当該条例で委任を受けた唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例施行規則の規定により、通勤のため使用する自動車等の使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満であるとして月額 4,200 円の通勤費報酬の支給を受けていた。出勤停止期間中の令和 2 年 2 月分及び 3 月分の通勤費報酬についても月額 4,200 円が支払われて

いる。通勤費報酬については、唐津市期間業務非常勤職員等の給与に関する条例施行規則第3条第4項に「通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤費報酬又は通勤費賃金の支給及び返納に関し必要な事項は、一般職員の例による。」と規定されている。

一般職員については、唐津市職員給与条例第17条の通勤手当の規定に基づき、唐津市職員の通勤手当に関する規則が制定されている。当該規則の第13条の規定による月の中途での通勤事情の変更に関する支給基準は、通勤手当を受けている職員が月の初日を除く月の途中で、通勤手当支給の要件を欠くこととなった場合はその日の属する月までで支給を終わり、その額を変更すべき事実が生じることとなった場合においてはその事実の生じた日の属する月の翌月から支給額を改定すると定められている。

また、当該規則の第17条に支給できない場合として「職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。」と規定されている。唐津市職員給与条例第17条第5項により支給単位期間は「自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月」とされているため、1箇月の全期間にわたる出勤停止が「その他の事由により通勤しないこととなるとき」に該当するか否かについて判断を要する。

4 判断

(1) 基本報酬の支出について

元塾長に出勤停止が命じられたのは、任命権者の職務上の命令であって、結果として職務に専念する義務を免除されたと同様の実情となるが、市職員としての身分を有し、上司の指揮命令のもとに従属しているものであり、使用者としての市長は、基本報酬の支払義務を免れるものではない。

仮に、出勤停止という自宅待機の状態の基本報酬を減額又は支給停止することになれば、実質的に停職と同等の不利益処分となる。職員の意に反する不利益処分は、分限又は懲戒の処分としてその手続及び効果が明確に法律、

条例等に規定されているため、職務命令上の出勤停止の措置をもって基本報酬の減額又は支給停止はできないものと判断する。

(2) 通勤費報酬について

元塾長の出勤停止は、令和2年2月5日から同年3月31日までの間であった。令和2年2月分の通勤費報酬は、支給単位期間である1箇月の月の途中での通勤実情の変更であり、条例及び規則に沿った支出であると認められる。

令和2年3月は、その初日から末日まで全期間が出勤停止であり、当然、通勤しないこととなる。一般職員の例により適用される唐津市職員の通勤手当に関する規則第17条の通勤手当が支給できない場合の規定では「職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により」と「通勤しないこととなるとき」の例示的なものとして、出張、休暇、欠勤が掲げられている。「出張」は出張命令権者の発する職務上の命令を受け、「休暇」は職員がその願いを申し出て承認を受け、「欠勤」は職員自らが職務を放棄する場合である。出勤停止が職務上の命令によるものであれば、「出張」の例示と同等に取扱うべき事由に当たると判断できる。

よって、令和2年3月分の通勤費報酬は、一般職員の例により適用される唐津市職員の通勤手当に関する規則第17条に規定する通勤手当が支給できない場合に該当するもので、条例及び規則に違反した支出と判断する。

第6 結論

唐津市ふれあい自然塾ひぜんの元塾長に令和2年2月5日から同年3月31日までの出勤停止期間中に支払われた報酬額について、月額150,000円の基本報酬は法令に違反した支出と認められないが、令和2年3月分として支給された通勤費報酬は本市の条例及び規則に違反した支出と認められる。

よって、請求人が措置を求める元塾長に支払われた出勤停止期間中の報酬相当額の市の損害を補填すべきとの本措置請求の一部には理由があると認められ、令和2年3月分の通勤費報酬として元塾長に支出した4,200円については、そ

の額を唐津市に補填するため、唐津市長又はその権限の委任を受けた職員に対し、令和3年3月10日までに必要な措置を講ずべきことを勧告する。

第7 監査委員の意見

本措置請求による監査において、監査対象事項を含め参考として提出いただいた公金不正使用事件に関わる書類の調査と担当職員への聴き取りを実施した中で、いくつかの事務処理上の課題が見受けられたのでその点を指摘し、意見を述べておく。

1 職員の不祥事の処置について

本措置請求に係る公金不正使用事件は、その発端が令和元年9月5日の内部告発からで、その後の内部調査を経て約9か月にわたる期間を経過した令和2年5月28日の関係職員に対する懲戒処分で終結している。公金不正使用の全容解明に相当の時間が必要だったことは推察できるものの、職員の不祥事に対しては迅速な処理、解決が求められ、そのことがまずは行政に対する市民の信頼回復への前提になるものと思料する。

公金不正使用の事実に基づく当事者の懲戒処分と市が被った公金の損害額の賠償請求は別問題であり、不正使用の全容解明後に当事者を懲戒対象者にするとしたことが適切であったのか疑問が残る。

今後、このような職員の不祥事を起こさないことが最も重要なリスク管理であるが、もし万が一、そのような事象が生じた場合の迅速な処置対応に関するリスク管理体制の整備を検討されたい。

2 事務執行での情報共有について

本措置請求に係る監査での職員への聴き取り調査において、元塾長の出勤停止期間中の賃金支給計算書を確定する所管課の責任者は、その時点で出勤停止となった事実を了知していなかったことが確認された。

職員の不祥事に関わる事案でその秘匿性は認められるものの、他の部局の事務執行に影響する重要な事項については情報を共有し、そのうえで守秘義務を負うべきものと思料する。

行政事務の執行に当たっては、関係部局との密な連携を保ち、特に異例、特例な事案等については、事務処理に遺漏のないよう関係部局との十分な協議、調整等を図り遂行されるよう要望する。